多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成２７年７月１日

長　与　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				三根地域	無	平成27年度 ～ 平成30年度	長与三根地区活動組織
○				横道地域	無	平成27年度 ～ 平成30年度	長与横道地区活動組織
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	